

【ホワイト物流とは】

深刻化が続くトラック運転者不足に対応し、物流を安定的に確保する経済成長に寄与を目的に

- ①トラック運送の生産性の向上・物流の効率化
- ②女性や60代以上の運転者等も働きやすい

より「ホワイト」な労働環境の実現に取り組む運動です。

【2018年12月8日「貨物自動車運送事業法」の一部改正】

■物流業界の現状、厚生労働省は過労死等が多く発生し長時間労働者が多い「重点業種」として定めておりトラック運転手を含む「自動車運転従事者」もその一つに挙げられています。

●厚生労働省は過重労働を原因とする「脳・心臓疾患」の公表では

平成29年度、236件（うち過労死が92件）の労災保険支給決定が行われ、内訳を見てみると

自動車運転従事者が89件（うち過労死が35件）と最も多い状況です

●インターネット販売の増加などにより配送業務の需要は増加していますが、物流業界は過酷な労働環境が慢性化・就職希望者の減少、離職率の増加しており深刻な問題に直面しています

上記の事から「貨物自動車運送事業法」が一部改正

■ホワイト物流では「自主行動宣言」の必須項目に合意した場合、賛同表明をします
主な項目として

- ①〈取組方針〉
- ②〈法令遵守への配慮〉
- ③〈契約内容の明確化〉

※賛同企業名は公表されません

【改正の目的】

■運送業の健全な発達のため規制の適正化、その業務について令和6年度から時間外労働の限度時間が設定（働き方改革施行）担い手である運転者の不足によって物流が滞ってしまう事のないように

労働条件を改善する必要がある等、緊急に措置を講じる

■自社で取り組む項目を選定「自主行動宣言」の項目を公表するか否かは任意で随時変更

A.運送内容の見直し

- (1)物流の改善提案と協力
- (2)混雑時を避けた配送
- (3)予約システムの導入

B.運送契約の方法

- (1)運送契約の書面化の推進
- (2)運賃と料金の別建て契約
- (3)燃油サーチャージの導入

C.運送契約の相手方の選定

- (1)契約の相手方を選定する際の法令遵守状況の考慮

D.安全の確保

- (1)荷役作業時の安全対策
- (2)異常気象時等の運行の中止・中断

E.その他

- (1)宅配便の再配達削減への協力
- (2)物流を考慮した建築物の設計・運用

F.独自の取組み

- (1)女性や60代以上の運転者等も働きやすい

ホワイト物流推進運動への参加で自社の生産性の向上、二酸化炭素排出量の削減、物流を安定的に確保、企業の社会的責任の遂行等、効果が期待できるとされています。

※任意なので公開しないとマイナスイメージになりかねません

【改正の概要】

■規則の適正化

- (1)欠格期間の延長等
- (2)許可の際の基準の明確化
- (3)約款の許可基準の明確化

■事業者が遵守すべき事項の明確化

- (1)輸送の安全に係る義務の明確化
- (2)事業の適確な遂行のための遵守義務の新設

■荷主対策の深度化

- (1)荷主の配慮義務の新設
- (2)荷主勧告制度（既存）の強化
- (3)国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【令和5年度末までの時限措置】

■標準的な運賃の告示制度の導入【令和5年度末までの時限措置】